

宮津市公報

令和元年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 1 宮津市市税条例の一部を改正する条例 1
2 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 2

告 示

- 8 宮津市火葬場あり方検討委員会設置要綱 2
9 自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車 3
10 宮津市大学等連携事業補助金交付要綱 4

訓 令

- 2 宮津市公共施設マネジメント庁内検討会議設置規程 5

公 告

- 7 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 6
8 農用地利用集積計画の縦覧 7
9 宮津市営住宅等の入居者の公募 7
10 平成30年度行政不服審査制度の運用状況 7

教 育 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集 8

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 8 参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 8

監 査 委 員

《監査公表》

- 86 定期監査結果の公表 8

農 業 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市農業委員会総会の招集 10

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 1 号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第37条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第37条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第25条第1項第2号の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第25条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第37条の2第6項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

4 新条例第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けべき宮津市市税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

- 5 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

* * *

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第2号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1し尿の部中「203円」を「213円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第1し尿の部の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料（し尿に限る。）について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料（し尿に限る。）については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第8号

宮津市火葬場あり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年6月10日

宮津市長 城崎雅文

宮津市火葬場あり方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 宮津市の火葬場の今後のあり方について広く意見を聴取するため、宮津市火葬場あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 火葬場の現状及び将来見通し並びに課題整理に関すること。
- (2) 火葬場のあるべき方向性に関すること。
- (3) その他火葬場のあり方に関して必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民及び事業者の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する審議結果を市長に報告する日までとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、火葬場担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

* * *

宮津市告示第9号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第1号）第2条の規定による改正後の宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）附則第11条の3に規定する府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車は、次に掲げるとおりとし、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害（以下この項において「災害」という。）のあった日から6月以内に取得された軽自動車であって、災害によって滅失し、又は損壊した自動車に代わるものとして取得した軽自動車と府知事が認めるもの

2 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急軽自動車、血液事業の用に供する軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する軽自動車

3 下肢等障害者が取得した軽自動車（下肢等障害者が18歳未満である場合又は所有することが困難であると認められる場合にあつては、その者と生計を一にする者が取得した軽自動車を含む。）で専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（第7項に該当するものを除く。）

4 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者が取得した軽自動車で当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（第7項に該当するものを除く。）

5 構造上下肢等障害者の利用に供するための軽自動車で下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと府知事が認めるもの（第7項に該当するものを除く。）

6 構造上下肢等障害者が専ら運転するための軽自動車と府知事が認めるもので営業用のもの（次項に該当するものを除く。）

- 7 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための軽自動車と府知事が認める軽自動車
- 8 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が無償で譲り受けた軽自動車で、当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に法第11条第1項の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に供するもの

————— * * * —————

宮津市告示第10号

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月26日

宮津市長 城崎雅文

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、大学等有する知識及び技能を活用したまちづくりを推進するため、市内で活動する地域団体、公共的団体等又は市内に所在する高等学校（以下「地域団体等」という。）と協働で取り組む大学等の調査、研究活動等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、大学等とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大学等が地域団体等と協働で取り組む事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 地域団体等が抱える課題の解決に資するもの
- (2) 地域団体等が行うまちづくり活動に資するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の活性化に資すると市長が認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一つの事業につき年1回とし、3年を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市大学等連携事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付申請の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市大学等連携事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市大学等連携事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市大学等連携事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	内容
旅費	調査、会議への出席等に要する交通費及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
燃料費	ガソリン代等（調査、会議への出席等に要する場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵便料等
保険料	傷害保険料、損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械又は車両の賃借料、設備賃借料等
その他	市長が必要と認める経費

備考 補助対象事業が国、府等の助成金等の対象となる場合は、この表による補助対象経費の額から当該助成金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

訓 令

宮津市訓令甲第2号

庁中一般
各 かい

宮津市公共施設マネジメント庁内検討会議設置規程を次のように定める。

令和元年6月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公共施設マネジメント庁内検討会議設置規程
(設置)

第1条 宮津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、全庁横断的な体制の下、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、宮津市公共施設マネジメント庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合管理計画に関すること。
- (2) 遊休市有土地建物の処分及び活用に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、座長1名、副座長1名、委員若干名をもって組織する。

- 2 座長は副市長を、副座長は企画財政部長を、委員は各部長、教育委員会事務局教育次長及び市長が指定する職員をもって充てる。

(座長及び副座長)

第4条 座長は、検討会議の会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が議長となる。

(作業部会)

第6条 検討会議は、第2条に掲げる事項を整理させるため作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、座長が指名する職員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、部会員のうちから座長が指名する。

4 部会長は、当該作業部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第7条 座長又は部会長は、検討会議又は作業部会において必要があるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させるとともに、資料の提出又は意見の陳述等をさせることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、資産活用担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月7日から施行する。

公 告

宮津市公告第7号

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年6月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
京都府丹後保健所長	「平成30年国民健康・栄養調査」の調査対象者を抽出する。	平成30年8月29日	漁師町地区の男女24人
防衛省 自衛隊京都地方協力本部長	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	平成30年11月22日	平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた男女143人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成30年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成30年5月16日	満20歳以上の大島、江尻、喜多、波路、由良地区の男女計103人

一般社団法人中央調査社 会長 大 室 真 生 (㈱時事通信社 大阪支社)	「住民意識調査」 の調査対象者を 抽出する。	平成30年 8 月 21 日	平成10年 8 月 31 日までに 生まれた由良地区の日本 人男女計23人
--	------------------------------	----------------	---

* * *

宮津市公告第 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和元年6月11日付け宮農委第14号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和元年 6 月 18 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和元年 6 月 18 日
至 令和元年 7 月 2 日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

* * *

宮津市公告第 9 号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成 9 年条例第25号）第 3 条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和元年 6 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種 別	家賃（月額）	戸 数	規 格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市惣	A、B棟	39,000円	4	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟 3 階）又は市民部市民課市民窓口係（本館 1 階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和元年 7 月 1 日（月）から令和元年 7 月 12 日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 令和元年年 9 月 1 日（予定）

* * *

宮津市公告第10号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第85条の規定により、平成30年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和元年6月24日

宮津市長 城崎 雅文

不服申立ての件数及び処理の状況

単位：件

不服申立内容	請求件数	審査中	取下げ	裁決の状況		
				認容	棄却	却下
都市計画	1	0	0	0	0	1

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第2号

令和元年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月24日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和元年6月27日（木）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和元年7月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

- 1 日 時 令和元年7月4日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

監査・公平委員会

宮津市監査公表第86号

平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和元年6月7日

宮津市監査委員 稲岡 修

宮津市監査委員 河原 末彦

平成30年度定期監査（平成31年3月25日宮津市監査公表第85号）

監査の結果	措置の内容(回答)
-------	-----------

(1) 契約、文書事務について

① 文書事務について

文書事務については、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底を図られてきたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、単純なミスや不鮮明な押印、書類が時系列に綴られていないものも多く見受けられた。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、適正な事務処理が行われることを強く望むものである。

② 印紙について

契約関係書類の印紙については、概ね改善が図られているが、依然として、原議書に記載の印紙税額と契約書に貼付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。

印紙税法に照らし、印紙税額が適正であるかどうかの確認はもとより、受注者から提出された契約書の確認も含め、適切な事務処理に努められたい。

③ 契約状況について

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。その中でも1者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識したうえで運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約書第5条の規定が基準契約書と異なる記載となっているものが見受けられたほか、数種類ある基準契約書自体においても異なる記載となっている。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

○ 文書事務に係る不適切な事務処理事例については、再三の指摘を受ける中で、庁内周知とその徹底を行ってきているものの、未だ不適切な事務処理もあるため、その根絶に向けて改めて指導するとともに、内部牽制機能が働くよう回議の際の審査を意識して行うよう徹底してまいります。

○ 印紙の適切な取扱いについて、チェックリスト、記載例で整理した上で、庶務担当係長会議等を通じて、適正な事務処理の徹底を図ります。

○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導をいたします。

○ 基準契約書の文言整理、チェックリスト、記載例等整理を行った上で、庶務担当係長会議等を通じ適正な契約事務処理の徹底を図ります。

(2) 補助金について

補助金の交付に当たり、申請者から前金払の書類提出がないにもかかわらず前金払で交付しているケースや、事業計画上必要と認め難い全額の前金払いを行ったものも見受けられた。市の一方的な決裁手続で行うのではなく、書類による申出によって必要性を判断をされたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

○ 補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めていきます。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、滞納繰越分の収納状況において、多くの収納金の収納率は0%～10%台であり、毎年度滞納額が増額となる傾向にある。公債権、私債権の別はあるものの法的措置を視野に入れた条例改正も早急に検討され、実効性が担保できる体制を構築することが必要である。新たな滞納対策の制度設計が検討されているとのことであるため、その下で滞納額の解消が図られることを期待するものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来慣例に捉われることなく滞納者の実情を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。

○ 引き続き、研修会の開催及び市の「滞納整理マニュアル」等による職員の専門知識の向上に努めます。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和元年6月4日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 令和元年6月11日(火) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議題第5号 非農地証明交付申請の承認について

議題第6号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議題第 7 号 農用地利用配分計画に係る意見について